

出産に関する給付

1 出産費、出産費附加金

(1) 支給要件

組合員が出産したとき。

ここでいう「出産」とは、妊娠4か月以上の胎児の分娩をいい、正常分娩、異常分娩（流産、早産、死産等）の別なく対象となり、母胎保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工妊娠中絶手術をした場合も含まれます。

ただし、妊娠4か月以上の分娩であっても、胎児が4か月未満で死亡していれば出産とは認められません。

なお、この場合の「妊娠4か月以上の分娩」とは、受胎から分娩までの280日の標準日数を10等分して決められる妊娠月数の3月目（84日）を経過し、4月目（85日）に入った以後における分娩をいいます。

(2) 支給額（双生児以上の場合、その産児の人数倍となります。）

ア 出産費

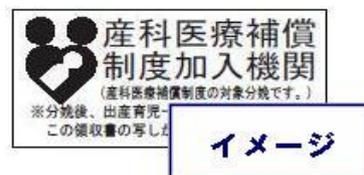
500,000円 ※産科医療補償制度に未加入機関での出産や在胎週数22週未満に出産した場合は488,000円 ※令和5年4月から適用

イ 出産費附加金

50,000円

産科医療補償制度

分娩に関して発症した重度脳性まひ児に対する補償を行うとともに、脳性まひの原因分析を行い、再発防止につなげることを目的とした制度です。この制度に加入している機関の場合、領収・明細書に「産科医療補償制度の対象分娩です。」の文言が印字やスタンプ等により明記されることとなっています。



(3) 出産費等の受給種類

ア 直接支払制度

医療機関等が、組合員に代わって共済組合に対して出産費500,000円（産科医療補償制度未加入機関にあっては488,000円）を限度に直接申請、受取を行うことにより、組合員等が窓口において、出産費用を支払う経済的負担の軽減を図るものです。

この制度の利用にあたっては、出産前に、医療機関等と組合員の間で利用の有無に関する合意文書を交わすこととなっており、詳細は医療機関等から説明されることとなっています。

イ 直接支払制度利用なし

医療機関等へ支払う分娩費用は組合員が支払い、共済組合の給付金は、出産後に組合員が申請し、受け取ります。

ウ 受取代理制度

受取代理制度（支払機関を通して共済組合が支払う）を利用するには、厚生労働省へ届出を行っている分娩施設が対象となるので、医療機関等に確認をしてください。

請求には、出産前に「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」に記入し、医療機関等の証明及び備考欄に所属所の証明が必要です。様式が医療機関等がない場合は送付します。

(4) 請求書類

ア 出産費・同附加金請求書

「医師または助産師の証明」欄に出産した医療機関等の担当の医師または助産師の証明を受けてください。

双子児以上の場合は、1枚の請求書で出産児氏名欄に全産児の氏名を記入し、医師の出産証明欄に、「多胎 ○人」と明記されていることを確認してください。

イ 直接支払制度の有無に関して医療機関等と交わした合意文書の写し

ウ 医療機関等から発行される出産費用の内訳（代理受取額または出産育児一時金等）を記した領収・明細書の写し

エ 産科医療補償制度加入機関で出産した場合は、「産科医療補償制度対象分娩」の文言が印字やスタンプ等により明記された書類

(5) 請求手続き一覧表

出産費等の受給の種類	提出書類	給付額
直接支払制度 利用あり ※1 (出産後に請求)	出産費・家族出産費同附加金請求書	共済組合から医療機関に支払い ※2 500,000 円 (又は 488,000 円) 組合員へ支給 50,000 円 合計 550,000 円 (又は 538,000 円)
	直接支払制度に関して医療機関と契約した際の書面の写し	
	医療機関等から発行される出産費用の内訳を記した領収・明細書の写し（「産科医療補償制度対象分娩」の文言が印字やスタンプ等により明記されたもの。）	
直接支払制度 利用なし (出産後に請求)	出産費・家族出産費同附加金請求書	組合員へ支給 500,000 円 (又は 488,000 円) 組合員へ支給 50,000 円 合計 550,000 円 (又は 538,000 円)
	直接支払制度に関して医療機関等と契約した際の書面の写し（制度を「利用しない」旨の記載があるもの。）	
	医療機関等から発行される出産費用の内訳を記した領収・明細書の写し（「産科医療補償制度対象分娩」の文言が印字やスタンプ等により明記されたもの。）	
受取代理制度 ※1 (出産前に申請)	出産育児一時金等支給申請書（受取代理用） ・ 受取代理制度を利用するときは、出産費・家族出産費同附加金請求書の提出は不要 ・ 出産予定日まで2か月以内になったら提出 ・ 申請書備考欄に所属所長の証明が必要	共済組合から医療機関に支払い ※2 550,000 円（又は 538,000 円）

※1 医療機関等によっては、直接支払制度や受取代理制度を利用できないことがあります。

※2 分娩費用が給付額を下回るときは、組合員へその差額を支給します。

2 家族出産費、家族出産費附加金

(1) 支給要件

組合員の被扶養者が出産したとき。
1 出産費、出産費附加金の(1)に同じ。

(2) 支給額

1 出産費、出産費附加金の(2)に同じ。

(3) 家族出産費等の受給種類

ア 直接支払制度利用あり 1 出産費、出産費附加金の(3)のアに同じ。

イ 直接支払制度利用なし 1 出産費、出産費附加金の(3)のイに同じ。

注意 直接支払制度を利用しない組合員の被扶養者が、被扶養者認定後6か月以内に出産した場合は、請求書の「出産者の認定前の健康保険加入状況」に記入が必要です。

ここで「3その他」に該当し、その加入期間が1年以上ある場合は、「相手先の保険者からは出産育児一時金を受給しない」旨を証明した「出産育児一時金受給権放棄証明書※」が必要になります。 ※ 証明書は、相手先保険者の様式でも可です。

ウ 受取代理制度 1 出産費、出産費附加金の(3)のウに同じ。

(4) 請求書類

家族出産費・同附加金請求書

1 出産費、出産費附加金の(4)に同じ。

※ 出産育児一時金受給権放棄証明書(上記「(3)注意」を確認のうえ、該当者のみ)

(5) 請求手続き一覧表

1 出産費、出産費附加金の(5)に同じ。

3 資格喪失後の出産費

1年以上組合員であった者が、資格喪失後6か月以内に出産した場合も出産費が支給されます。ただし、資格喪失後出産するまでの間に他の法律に基づく共済組合の組合員、または健康保険、船員保険等の被保険者の資格を取得したときは支給されません。

資格喪失後6か月以内の場合の出産費の手続き方法は組合員の場合と同じですが、出産費附加金は支給されません。